

大雪山国立公園内の天然記念物区域の管理について

大雪山国立公園の区域面積の約 1 割強は特別天然記念物となっている。

文化庁では、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定し、天然記念物の所有者や所在する地域を所管する教育委員会と協力して保護・活用している。天然記念物とは、①動物、②植物、③地質鉱物及び④天然保護区域（保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域を示したもの）など学術上貴重でわが国の自然を記念するものである。

大雪山は、④の天然保護区域として天然記念物の指定を昭和 46 年に受け、さらに天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いものとして昭和 52 年には特別天然記念物に指定変更され、区域に存在する動植物、地質鉱物等は厳重に保護されている。

史跡、名勝又は天然記念物（史跡名勝天然記念物）の取り扱い

史跡、名勝又は天然記念物（史跡名勝天然記念物）は、文化財保護法による以下の主な施策をもって保護されている。

- 指定
- 保存のための行為の規制
- 管理及び復旧
- 土地の買い上げ

このうち、「保存のための行為の規制」と「管理及び復旧」については以下のとおり。

○ 1 文化財保護法第 125 条による現状変更等の制限及び原状回復の命令について

天然記念物の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。不許可行為又は許可条件に従わないで、現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。

※参考 文化財保護法第 125 条

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

○ 1-1 許可が必要な行為

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときに文化庁長官の許可が必要となる。

どのような内容の行為が現状変更もしくは保存に影響を及ぼす行為にあたるのかについては類型的に示されてはいないが、過去数年の大雪山における現状変更は次の内容である。

登山道整備、環境調査等のための土石採取・岩石採取・植物採取・菌類採取・プランクトン採取・火山灰等試料採取、公衆便所設置等、地震計設置、生息状況調査 等

現状変更のうち、維持の措置であるときと保存に及ぼす行為のうち影響が軽微である場合は、都道府県教育委員会又は市の教育委員会が許可することとされており、主な内容は次のとおりである。(文化財保護法施行令第5条第4項)。

- ・小規模建築物の新築、増築、改築又は除却
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修もしくは除却
- ・史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ・埋設されている電線、ガス管、水道又は下水道管の改修
- ・危険防止のため必要な木竹の伐採
- ・天然記念物に指定された動物の個体の保護もしくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命もしくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該動物への標識もしくは発信器の装着
- ・天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲り受け又は借り受け
- ・天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く）の除去

○ 1-2 現状変更を許可できない場合

共通事項として次の場合には、当該現状変更等の許可をすることはできない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の文化的景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生育環境又は生態系

全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

※文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日 庁保記226号 文化庁次長通知）Ⅰ共通事項（2）より

○2 文化財保護法第113条による管理団体による管理及び復旧

所有者は、天然記念物の管理及び復旧にあたる。所有者がない場合等や所有者・管理責任者による管理が著しく困難である場合には、文化庁長官は、地方公共団体等に管理及び復旧を行わせることができる。

※参考 文化財保護法第113条
（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。